

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 1 号
件 名	懇話会等の在り方の見直しを求めることについて
要 旨	<p>行政の仕事を評価するのは、議会と市民です。令和元年9月定例会環境建設常任委員会で、陳情第16号第2項は不採択でした。地域公共交通検討会議構成員は「一般市民を選出しないでよい」と審議、採択されました。しかし、中央区の要綱には、市民との協働により検討するため、意見交換を行う場という文章があります（第1条）。要綱の見直しを求めます。</p> <p>また、五十嵐議員の、市報等で公募して、そこで呼びかけて選出することは各区の判断で可能かとの質問に対し、都市交通政策課長は、可能と答弁されました。とんでもない発言です。議会で行政経営課長に確認してほしいです。そもそも懇話会等の指針では、①あらかじめ行政経営課と協議するもの（第7条）、②設置したら行政経営課長に報告するもの（第3条）、③委員の選任に当たっては、あらかじめ確認し、選任後は報告するもの（第5条）となっています。全て、何も、報告もしていません。具体的、客観的、合理的な説明が必要です。指針があるのに、中央区長等の腹一つで決められます。中立・独立性が崩れ、暴挙です。現状、懇話会として認められていません。</p> <p>重複している、地域公共交通に関する意見交換会は、指針の第4条では、統廃合が望ましいです。</p> <p>新潟市は、組織の共有・共用文書は指針です。社会常識に沿ったものと言えます。指針を無視した懇話会が、なぜか議会で承認されました。報償費も支出されて、理解に苦しみます。責任体制の見直しを希望します。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第 1 項           } 総務常任委員会           } 第 3 項</p> <p>令和 2 年 6 月 11 日</p>
受 理	令和 2 年 5 月 15 日 第 60 号

会議も、前年から文書会議が多発しています(ウイルス発生前)。懇話会で文書会議の規則はありません。都市交通政策課長は、都合のいい時は市民委員を公募し、都合が悪いと、各区の判断に任せると言います。特段の限定を加えていないことに照らしても、不適切と言わざるを得ないことは明らかです。独自の見解が、議会で採択されました。指針という文書の妥当性が否定されました。不採択事案でも、必ず会計課、監査委員事務局にも、情報の共有をしてほしいです。議会の答弁は、全区統一すべきもの、不採択ならば、条例、規則等の見直しも必要です。放置して怠っていると疑われることのないよう、事案に即した的確な対応が求められます。

地域公共交通の検討会議と意見交換会は、統合を求めます。15名の委員会で、7名が代理出席、1名欠席、こんな会議もありました。

以上のことから、人一倍仕事に貪欲で負けん気が強いのは認めますが、決裁手続が規則どおりに踏まれて、組織的に利用される行政指針への特段の配慮を求め、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

- 1 議会で採択された陳情は必ず守ること。
- 2 議会で採択された陳情は、6か月後検証すること。
- 3 重複する懇話会は、統廃合すること。